

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局果樹・茶グループ

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> こんにゃく芋 <制度名> 関税割当制度、特別緊急関税制度										
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」または「令和8年度まで」とされているものを1年以上延長する。										
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額	
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠				
1212.99	110	その他のもの 1 こんにゃく芋 （アモルフォフ アルス）（切り、 乾燥し又は粉状 にしたものであ るかないかを問 わない。） 267 t（荒粉換算 数量とし、政令 で定めるところ により換算する ものとする。）を 基準とし、当該 年度における国 内需要見込数量 から国内生産見 込数量を控除し た数量、国際市 況その他の条件 を勘案して政令 で定める数量以 内のもの	3,289 円 / kg	40%	無税	(同左)	(同左)	(同左)	40%	0	—	
											百万円	百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		○施行期日 令和9年4月1日 ○適用期間 「令和9年3月31日まで」または「令和8年度まで」とされている										

	ものを1年以上延長する。																																																													
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 こんにゃく芋は、群馬県をはじめとした北関東の中山間地域等における主要な農産物であり、こんにゃく芋を荒粉・精粉へ加工し、こんにゃく製造業者に販売する加工業者とあいまって、地域経済における重要な役割を果たしている。 令和7年産のこんにゃく芋の収穫量は 38,500 トンであり、前年比 25%減となったが、令和6年産までの在庫が積み上がった状態かつこんにゃく製品の需要も減少傾向にあり、国内需要は十分に満たしている。一方で、こんにゃく粉（精粉）の国内産価格は、収穫量減少等の影響により、前年比 38%上昇し、輸入価格との価格差が増大している。 こうした状況下において、関税割当制度により、需要者に対する安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護している。また、特別緊急関税制度により、輸入基準数量を上回る、又は発動基準価格を下回る輸入について追加関税を課し、国内生産者に与える損害を緩和する措置を講じている。 ＜こんにゃく芋の国内の生産状況＞ 単位：ha、トン <table><tr><td></td><td>令和5年</td><td>令和6年</td><td>令和7年</td></tr><tr><td>作付面積</td><td>3,230</td><td>2,910</td><td>2,590</td></tr><tr><td>生産量</td><td>50,900</td><td>51,400</td><td>38,500</td></tr></table> ＜国産こんにゃく粉（精粉）の平均価格＞ <table><tr><td>年度</td><td>令和5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>平均価格 (円/kg)</td><td>1,900</td><td>1,720</td><td>2,365</td></tr></table> (2) 輸入状況等 こんにゃく芋(1212.99.110) 単位：トン、：百万円 <table><tr><th rowspan="2">年 度 国 名</th><th colspan="2">令和5</th><th colspan="2">6</th><th colspan="2">7</th></tr><tr><th>輸入量</th><th>輸入額</th><th>輸入量</th><th>輸入額</th><th>輸入量</th><th>輸入額</th></tr><tr><td>ミャンマー</td><td>42</td><td>49</td><td>21</td><td>29</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>40</td><td>36</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>中国</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>11</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>計(含その他)</td><td>85</td><td>90</td><td>26</td><td>40</td><td>1</td><td>3</td></tr></table>		令和5年	令和6年	令和7年	作付面積	3,230	2,910	2,590	生産量	50,900	51,400	38,500	年度	令和5	6	7	平均価格 (円/kg)	1,900	1,720	2,365	年 度 国 名	令和5		6		7		輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	ミャンマー	42	49	21	29	0	0	インドネシア	40	36	0	0	0	0	中国	3	4	5	11	1	3	計(含その他)	85	90	26	40	1	3
	令和5年	令和6年	令和7年																																																											
作付面積	3,230	2,910	2,590																																																											
生産量	50,900	51,400	38,500																																																											
年度	令和5	6	7																																																											
平均価格 (円/kg)	1,900	1,720	2,365																																																											
年 度 国 名	令和5		6		7																																																									
	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額																																																								
ミャンマー	42	49	21	29	0	0																																																								
インドネシア	40	36	0	0	0	0																																																								
中国	3	4	5	11	1	3																																																								
計(含その他)	85	90	26	40	1	3																																																								

	(3) 国際市況等 ＜こんにゃく芋の平均価格＞ <table><tr><td>年度</td><td>令和 5</td><td>6</td><td>7</td></tr><tr><td>平均価格 (円/kg)</td><td>995</td><td>1, 532</td><td>1, 098</td></tr></table> ※貿易統計を基にした全世界の平均輸入単価 (4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態 CPTPP、日欧EPAにおいて、一次税率を 40%に維持する一方、二次税率は段階的に 6 年目（令和 5 年）に 15%削減。 日英EPAにおいて、一次税率を 40%に維持する一方、二次税率は日欧EPAと税率や削減年が揃うように段階的に削減。 ② 問題点 輸入品との内外価格差が 2 倍程度あり、関税割当制度により生産者を保護しているが、平成 19 年 4 月からLDC（後発開発途上国）に対する無税無枠措置の対象となって以降、ミャンマー、ラオスからの輸入が急増。 近年は、こんにゃく製品の消費低迷、国産品の生産が安定していたことや国産品に比べLDC産の品質が悪いこと等から、輸入量は大幅に減少したものの、輸入品全体に占めるLDC産の割合は令和 7 年度で 9 割以上と大きい状況。	年度	令和 5	6	7	平均価格 (円/kg)	995	1, 532	1, 098
年度	令和 5	6	7						
平均価格 (円/kg)	995	1, 532	1, 098						
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 関税割当制度や特別緊急関税制度を維持することで、安価な輸入品が無制限に国内に輸入されることを防ぎ、国産品の十分な国際競争力を確保するため。 ② 改正の方向性 国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保する必要がある。これまで、生産性向上のための様々な取組が行われてきたが、依然として大きな内外価格差（約 2 倍）が存在している。 担い手への農地の集積により、一部で大規模農家の育成が進み、また、品種改良による単収向上により生産性は向上しているが、更なる大規模農家の育成やコストの低減等が必要となっており、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。 国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、関税割当制度や特別緊急関税制度が維持されなければ、安価な輸入品が無制限に国内に輸入され、国内生産者に重大な影響を及ぼすことが予想されることから、本制度の延長が必要である。 ③ 改正目的達成予定時期 国産品が安価な輸入品と対抗し得る十分な国際競争力を確保するまで、本制度を維持する必要がある。								

改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 本制度の維持により、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化を推進することができる。 (参考) 国産品と輸入品との間に存在する内外価格差 <table><tr><td></td><td>国産品価格</td><td>輸入品価格</td><td>内外価格差</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1,900 円/kg</td><td>995 円/kg</td><td>1.9 倍</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>1,720 円/kg</td><td>1,532 円/kg</td><td>1.1 倍</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>2,365 円/kg</td><td>1,098 円/kg</td><td>2.2 倍</td></tr></table> 資料：国産品価格：全国蒟蒻原料協同組合調べ、輸入品価格：財務省「貿易統計」 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保することで、国内産のこんにゃく製品を安価に購入することができる。 (3)その他の効果・影響 特になし。 ② 改正の妥当性 一定数量の範囲内で需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化を推進することができることから、本制度の維持が適当である。		国産品価格	輸入品価格	内外価格差	令和5年度	1,900 円/kg	995 円/kg	1.9 倍	令和6年度	1,720 円/kg	1,532 円/kg	1.1 倍	令和7年度	2,365 円/kg	1,098 円/kg	2.2 倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差														
令和5年度	1,900 円/kg	995 円/kg	1.9 倍														
令和6年度	1,720 円/kg	1,532 円/kg	1.1 倍														
令和7年度	2,365 円/kg	1,098 円/kg	2.2 倍														
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、こんにゃく芋に係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な																

	供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行わなければならない」とされている。 一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた部分については、国内生産者が保護されることにより、生産性向上の取組をより効果的に実施できる。 ④ 関連措置 【持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】 地域特産作物の生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援。 【産地生産基盤パワーアップ事業】 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援。
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	こんにゃく芋の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成7年度に導入されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	暫定無税の一次枠により需要者に対して安価かつ安定的に輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化を推進することができる。